

南砺市協働のまちづくりモデル事業（市民団体枠） 採択事業選考に係る選考方法・選考評価基準

南砺市協働のまちづくりモデル事業（市民団体枠）の採択事業選考に関する基準は、次のとおりとする。

◇選考方法

1. 選考

- ・選考は、南砺市協働のまちづくりモデル事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により提出された、協働のまちづくりモデル事業実施採択申請書（様式第1号の1）及び、プレゼンテーションの内容をもとに総合的に行うものとする。
- ・選考において、追加資料の提出の必要が生じた場合は、その旨を申請者に伝え、資料の提出を求めるものとする。
- ・選考審査項目は、南砺市協働のまちづくりモデル事業補助金交付要綱第6条第2項各号に掲げる基準を総合的に勘案して設けることとし、次に掲げるとおりとする。

- ① 地域及び社会的課題の解決が図られるような公益的、社会貢献的な事業であるか。
- ② 具体的な効果や成果が期待でき、市民満足度が高まる事業であるか。
- ③ 工夫やアイデアがあり、新しい取り組みである事業であるか。
- ④ 全体的な評価
- ⑤ 市が実施する他の補助事業に該当しないか。

2. 決定方法

- ① 採択事業の決定
 - ・各選考委員の点数を合計し、総点数の6割以上の点数の者のうち、単年度枠で最大2団体、3カ年枠で最大5団体の申請事業を採択する。
- ② 各選考委員の点数の合計が同じになった場合
 - ・20段階評価の点数の合計が一番多い申請事業を採択事業とする。
- ③ 各選考委員の点数の合計が同じ、且つ、20段階評価の点数の合計が同じになった場合
 - ・選考委員全員の協議により採択事業を選ぶものとする。

◇選考評価基準

1. 評価基準

- ① 評価は、10段階及び20段階をもって評価する。
- ② 10段階評価の評価項目については、次の基準をもって判断して評価項目の点数とする。

極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
10点	8点	5点	3点	1点

- ③ 20段階評価の評価項目については、次の基準をもって判断して評価項目の点数とする。

極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
20点	16点	10点	6点	2点

◇選考結果の公表

1. 公表及び結果通知

- ・選考審査の結果は、市ホームページで公表するとともに、併せて、申請した市民団体へも採択の可否とともに公表する。